

令和6年第9回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和6年9月25日（水） 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室			
開 会 時 刻	午前 9時54分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
閉 会 時 刻	午前10時05分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
議 長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏 名	出欠席	氏 名	出欠席
1	沼 田 富 子	出席	高 沢 健 二	出席
2	岡 野 と し 子	欠席	小 川 清 志	出席
3	比 留 間 正 道	出席	吉 澤 弘 次	出席
4	須 藤 良 春	出席	新 井 一 三	出席
5	町 田 弘 之	出席	瀧 島 誠	出席
6	沼 倉 裕 之	出席		
7	小 川 佐 智 恵	出席		
8	長 谷 川 正 博	出席		
9	新 井 正 美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			職 名	氏 名
			次 長	遠 藤 俊 一
			主 任	岩 波 圭 介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見 具申について			
日程第3	議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見 具申について			
日程第4	報告第 9号 報告事項について			
日程第5	その他			
議事（担当）		内容		
開会	議長	農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。 これより令和6年第9回農業委員会総会を開会します。		
日程第1	議長	議事録署名委員の指名について 議席番号9番 新井 正美 委員 議席番号1番 沼田 富子 委員		

		を指名します。
日程第 2	議長	議案第 20 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見具申について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
	事務局	議案書をもとに、説明します。 申出地は、市役所来庁者用駐車場に面する道路を挟んだ反対側に位置する農地で、申出人の特定非営利活動法人パン工房カウベルが、農産物直売施設等に使用している土地に隣接しています。農地性は第 3 種農地となっており、農業振興地域の農用地に指定されていましたが、令和 6 年 7 月 5 日に除外されています。 申請人は、市内に障害者就労施設として、作業所 2 か所、イチゴ園 1 か所の 3 施設を運営しています。 平成 14 年 5 月の障害福祉サービス事業所の開設以来、利用者の増加や利用者に支払う報酬（工賃）確保のため、第 2 作業所及びイチゴ園を増設してきました。 現在、3 施設が分散していることに加えて、第 2 作業所からイチゴ園への移動に際して交通量が多い国道 407 号を横断する必要があり、利用者の危険性を回避するために、職員が送迎せざるを得ないことから非効率な運営となっています。 また、今後も利用者の増加が見込まれる中で、限られた職員で運営するためにも、施設規模の拡大と施設の統合が必要となりました。 本申請地のほかに複数の候補地を検討しましたが、面積条件等が満たさず断念したとのことことです。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	申請人に確認した内容を報告します。 平成 28 年 6 月に 1 棟目のイチゴ高設栽培用のハウスが完成し、現在はイチゴ栽培の担当者 3 名、利用者 3 名から 5 名で栽培しているとのことことです。 食品または事業者の安全第一を考えた施設を実現するには、作業所を統合して事業者の安全を考えなければなりません。 また、イチゴハウス 5 棟を 7 棟に拡大し、工賃額の向上を図りたいとのことことです。平日は常に 70 人分の昼食を作業室で作っているとのことことです。 利用者数は現在 46 名です。その他は事務局の説明があったとおりです。

	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第 3	議長	議案第 2 1 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見具申について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
	事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、市立西中学校の北東約 4 0 0 メートルに位置する第 1 種農地で、農業振興地域の農用地に指定されていましたが、令和 6 年 7 月 5 日に除外されています。 借受人は、鶴ヶ島市の賃貸アパートに妻とこども 2 人の 4 人で生活しています。 家財道具などが増え、何かと手狭で不便なため、自己用住宅の建築を考えました。 土地・建物を所有していないため、家族に相談したところ、妻の父が所有している畑に自己用住宅を建築することの快諾を得ることができました。 本申請地を選定した理由としては、妻の実家から近く、妻の友人も近くに住んでいるため、家族に負担がかからないと考えました。また、実家に近いので、妻の両親にこどもの面倒を見てもらうこともでき、将来的に妻の両親の介護もできるため、この土地に決めました。 なお、申請地以外に市街化区域内も含めて他の土地も検討を重ねましたが、妻の実家との行き来が不便であることなどの理由で、希望する建築計画を達成できる土地を見つけることができなかったとのことです。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	借受人に、確認した内容を報告します。

	議長	本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	推進委員	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	議長	貸付人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の 挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とす ることに決定しました。
日程第 4	議長	報告第 9 号「報告事項について」を議題といたします。
	事務局	事務局より、説明（報告）をお願いします。
		議案書をもとに、説明（報告）します。
		・ 農地法第 2 章第 1 節の許可及び不許可の状況 令和 6 年第 8 回総会における審議案件 5 件
		・ 農地法第 5 条の規定による許可の取消申出について なし
		・ 農地法第 4 条の転用届出専決処分 1 件
		・ 農地法第 5 条の転用届出専決処分 3 件
		・ 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に基づく届出 なし
		・ 農地改良等に係る届出 なし
		・ 諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見等なし)
	議長	特段ないので質疑を終了し、採決を行います。

	議長	本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第 5	議長 事務局	その他について、事務局より説明をお願いします。 特にありません。
議事録の署名	議長 事務局	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2 名）の 3 名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和 6 年第 9 回農業委員会総会を閉会します。